

人間ドック検査費用を補助します

野木町国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している被保険者の方を対象に、人間ドックまたは脳ドック(以下、「人間ドック等」)の検査費用の一部を補助しています。

定期的に検査を受け、病気の早期発見、早期治療に心がけてください。

【対象者】

次の要件を全て満たしている方。

- ①国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者で、人間ドック等の検査を受ける日において40歳以上の方。
- ②国民健康保険税を完納している世帯に属する方、または後期高齢者医療保険料を完納している方。
- ③特定健診、後期高齢者健診を受診していない方。

【補助額】

検査費用の3分の2(千円未満切り上げ)で3万円を限度額とし、1年度につき1回の受診に対して補助します。

【申請に必要なもの】

保険証・領収書(人間ドック等検査費用)・検査結果票・印鑑・振込口座のわかるもの・マイナンバーのわかるもの

※申請期間は、人間ドック等を受けた日から1年以内です。

※受診医療機関は町内外を問いません。

問住民課 ☎(57)4136

マイナンバーカードの有効期限をご確認ください

マイナンバーカードを20歳未満で作成した方や、カードに電子証明書を搭載された方は、発行日から5回目の誕生日で有効期限が終了します。

有効期限満了が近い方で引き続きご利用を希望される場合は、住民課窓口にて更新手続きをしてください。更新手続きは有効期限の3か月前から行うことができます。更新対象の方には、J-LIS(地方公共団体情報システム機構)から更新手続きの通知書が送付されます。

なお、カードの期限はカードの券面、電子証明書の期限は券面またはカード交付時にお渡しする電子証明書の写しでご確認ください。

問住民課 ☎(57)4126

住民異動や証明書交付等の手続きについて

～新型コロナウイルス感染防止へのご協力のお願い～

例年3月から4月の引っ越しシーズンは、住民課窓口は大変混み合います。

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、窓口に来庁することなくできる手続きやサービス等をご活用くださいますようお願いいたします。

また、体調が優れない場合や風邪などの症状がある場合には、できるだけ来庁を控えていただくとともに、手洗いや咳エチケットを徹底していただくなど、感染防止のためにご協力をお願いします。

【郵送でできる手続き】

〈郵送による転出届〉

野木町から他市町村に引っ越すときは郵送で行うことができます。

〈各種証明書の郵送請求〉

住民票の写しや戸籍関係証明書(戸籍謄・抄本、身分証明書等)については、郵送で請求することもできます。

〈マイナンバーカードによるコンビニ交付〉

マイナンバーカードをお持ちで、電子証明書がご利用できる方は、各種証明書(住民票、印鑑登録証明書、所得証明書、課税証明書)をコンビニエンスストアのマルチコピー機が設置してある店舗で取得できます。

手続きの詳細は右記QRコードまたは下記問合せ先へ。



問住民課 ☎(57)4126

